

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じた段階ごとの医療提供体制の検討等を行うため、埼玉県新型コロナウイルス感染症対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 感染状況に応じた段階ごとの医療提供体制に関すること
- (2) その他新型コロナウイルス感染症対策推進のために必要なこと

(構成及び任期)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を整理し、協議会を代表する。

(会議)

第5条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができないものとする。
- 3 委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

(学識経験者の招へい)

第6条 会長は、専門の事項を協議するため当該事項に関する学識経験者の意見等を聴く必要があると認めるときは、当該学識経験者を招へいするよう保健医療部長に求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健医療部保健医療政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要綱は、令和2年4月15日から施行する。

別表（第3条関係）

氏名	役職	備考
丸木 雄一	一般社団法人埼玉県医師会常任理事	
桃木 茂	一般社団法人埼玉県医師会常任理事	
井上 達夫	一般社団法人埼玉県医師会理事	
村木 京子	公益社団法人埼玉県看護協会専務理事	
謝村 錦芳	一般社団法人埼玉県薬剤師会専務理事	
篠塚 望	埼玉医科大学病院病院長	
安藤 昭彦	さいたま赤十字病院病院長	
柳澤 勉	埼玉県立循環器・呼吸器病センター病院長	
村越 正文	埼玉県消防長会救急部会参与	
松浦 祐史	さいたま市保健福祉局保健部地域医療課課長	
田中 良明	埼玉県春日部保健所所長	
小松原 誠	埼玉県保健医療部副部長	